

受益者の皆様へ

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

**「GS アジア不動産株&リート・ファンド」
信託終了(繰上償還)予定に関するお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、追加型証券投資信託「GS アジア不動産株&リート・ファンド」(以下「本ファンド」といいます。)は、受益者の皆様の長期的な資産運用の一助となるべく運用を行っておりますが、信託財産の純資産総額が低迷しており、十分に分散された効率的なポートフォリオが組めないため、本来の商品性を維持した運用の継続が非常に難しい状況でございます。

信託財産の純資産総額が低迷している背景には、世界的な株式市場の下落と円高などを受けて、本ファンドの基準価額が下落したことに加え、景況感の悪化等により投資家マインドが冷え込んでいることなどが挙げられます。2009年3月末時点での本ファンドの純資産総額は2.6億円であり、解約に備えて約3%の現金を保有していることから、実質的には2.5億円が投資資金となっております。不動産株とリートへの投資割合はそれぞれ84.7%、12.0%で、投資金額は不動産株2.19億円、リート0.31億円となっております。

現在の状況におきましては、取引コストの負担が相対的に大きいほか、地域やセクターの分散を維持するだけの組み入れが困難となっております。弊社といたしましては、本ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者にとって最善であるとの判断をいたしております。

この信託終了(繰上償還)につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。

つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了(繰上償還)に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」に記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくようお願い申し上げます。

敬具

1. 信託終了(繰上償還)に係る書面決議の手続きおよび日程

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------|
| ① 受益者の確定 | 2009年4月24日 |
| ② 書面による議決権の行使の期間 | 2009年4月24日～2009年5月20日 |
| ③ 書面による決議の日
(信託終了(繰上償還)の可否が決定される日) | 2009年5月21日 |
| ④ 信託終了(繰上償還)予定日 | 2009年8月17日 |

本書面による議決権の行使については、2009年4月24日(金)時点の受益者の方(2009年4月22日(水)までに取得の申込みをなされた方を含みます。)を対象としております。

2009年4月23日(木)以降に本ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い本ファンドの受益権を取得した受益者につきましては本議決権はございませんのでご了承ください。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り2009年8月17日をもって本ファンドの信託を終了(繰上償還)し、償還金は信託終了(繰上償還)日の翌営業日以降に販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。また、ご解約のお申込みは、2009年8月13日まで通常通り受け付けます。

また、上記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、本ファンドの信託終了(繰上償還)の手続きは行いません。この場合、信託契約を継続する旨を本決議の日後、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

2. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、本ファンドの信託終了(繰上償還)について賛成または反対される旨等をご記入の上、2009年5月20日(水)までに下記宛にご送付ください。2009年5月20日(水)弊社到着分までを有効とさせていただきます。なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合(議決権行使書面を返送いただかない場合)は、賛成するものとさせていただきます。

[送付先]

〒106-8549 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ郵便局留め
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
「GS アジア不動産株&リート・ファンド」
信託終了に関する議決権行使書面受付窓口 投信業務部宛

[ご注意事項]

同一の受益者の方が本信託終了(繰上償還)につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。

議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成するものとさせていただきます。

3. 反対受益者の買取請求手続きについて

本決議が可決された場合において、信託の終了(繰上償還)に反対した受益者は、以下の手続きにより、自己に帰属する本ファンドの受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。(信託の終了(繰上償還)を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、信託の終了(繰上償還)の決議において反対した受益者の皆様にあらかじめご案内させていただきます)

す。)

また、信託の終了(繰上償還)の決議において反対した受益者が必ず買取請求をしなければならぬわけではございません。なお、議決権の行使期間中・買取請求受付期間中ともに、通常通り、本ファンドのご解約のお申込みを受付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

◆買取請求の手続き

- ① 買取請求受付期間 2009年5月22日(金)から2009年6月10日(水)まで
- ② ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社より信託の終了(繰上償還)の決議に反対した受益者に対し「買取請求のご案内」発送
- ③ 買取請求必要書類のご記入
- ④ 販売会社の取引店への買取請求必要書類のご提出(販売会社の取引店から受付票を交付致します)
- ⑤ 販売会社から受託銀行への買取請求必要書類の送付
- ⑥ 受託銀行での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑦ 受託銀行からご指定銀行口座への買取代金のお振込

上記の買取請求は、信託の終了(繰上償還)の決議に反対した受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日(上記⑥)の翌営業日の基準価額とします。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。*

*税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振り込みいたします。なお、振込手数料はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。併せまして、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいたご住所へ郵送させていただきます。なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常解約請求よりも日数を要する可能性があります。

なお、本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「信託終了についてのお問い合わせ専用窓口」 電話番号:0120-878-583

(2009年4月24日～2009年5月21日 平日午前9時～午後5時(祝祭日を除きます。))

以上

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

追加型証券投資信託「GS アジア不動産株&リート・ファンド」（以下「本ファンド」といいます。）は2008年2月15日に設定され、現在まで運用を行ってまいりましたが、2009年3月末現在、受益権の総口数が、信託約款に定められた信託契約の解約の基準である口数（50億口）を大幅に下回る594,735,992口となっており、十分に分散された効率的なポートフォリオが組めないため、本来の商品性を維持した運用の継続が困難であることから、弊社では可及的速やかに本ファンドを繰上償還することが受益者の皆様にとって最善であると判断しております。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2009年8月17日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

特にございません。

4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

特にございません。

損 益 計 算 書

GS アジア不動産株&リート・ファンド

平成 20 年 11 月 18 日から
(130802) 平成 21 年 2 月 17 日まで
(単位：円)

科 目	金 額
収 益	
受取配当金	0
配当株式	0
受取利息	862
有価証券売買等損益	-1,556,434
派生商品取引等損益	0
為替差損益	0
経過差益	0
その他収益	0
収 益 合 計	-1,555,572
費 用	
募集手数料	0
支払利息	0
受託者報酬	51,240
委託者報酬	1,152,841
その他費用	30,457
費 用 合 計	1,234,538
当期純損失	2,790,110
解約に伴う当期純利益分配額	58,165
調整後当期純損失	2,848,275
期首欠損金	365,953,389
当期欠損金減少額	12,164,163
(一部解約に伴う欠損金減少額)	(12,164,163)
(追加信託に伴う欠損金減少額)	(-)
当期欠損金増加額	13,191,128
(一部解約に伴う欠損金増加額)	(-)
(追加信託に伴う欠損金増加額)	(13,191,128)
分配金	0
期末欠損金	369,828,629

追加型収益分配金計算書

035 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
GS アジア不動産株&リート・ファンド

(130802)

平成 21 年 2 月 17 日

計算内容	収益調整金				経費	分配準備積立金		繰越欠損金	元本	合計
	配当等収益	有価証券 売買等損益	有価証券 売却等 損益相当額	その他収益 調整金		配当等収益	有価証券 売買等利益			
1. 期末現在高	(71.10)	(-97.91)	(-428.65)	(5.90)	(-20.51)	(35.08)	(0.00)	(-5,709.83)	(10,000.00)	(3,855.18)
2. 経費按分額	(100.00%)	(0.00%)		355211	-1234538	2111648	0	-343648487	601853966	232025337
3. 経費控除後の損益金額	-1234538	0			1234538					0
4. 繰越欠損金要補てん額										0
5. 損失補てん後の損益金額	3044429	-5892704	-25798726	355211		2111648	0	-343648487	601853966	232025337
6. 収益分配可能額	(50.58)	(0.00)	(0.00)	(5.90)		(35.08)	(0.00)			(91.56)
7. 収益分配金額	3044429	0	0	355211		2111648	0			5511288
8. 収益分配後の損益金額	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)		(0.00)	(0.00)			(0.00)
9. 分配準備積立金積立額	0	0	0	0		0	0			0
10. 損失金補てん額	3044429	-5892704	-25798726	355211		2111648	0	-343648487	601853966	232025337
11. 次期繰越額	-3044429	0				3044429	0			0
	(0.00)		(-428.65)	(5.90)		(85.67)	(0.00)	(-5,807.74)	(10,000.00)	(3,855.18)
	0		-25798726	355211		5156077	0	-349541191	601853966	232025337

分配金総額 0 円

残存口数 601,853,966 口

10,000口当り分配金額 0円00銭 (普通 0円00銭・特別 0円00銭) 10,000口当り手取金額分離 0円 銭

支払外国税 0 円 (10,000口当り 0円00銭)

補足説明資料

Q&A

①この手紙『信託終了(繰上償還)予定に関するお知らせ』は何ですか？

本ファンドの運用を終了し、お預かりしている運用資産を受益者の皆様へお返しする予定であることをお知らせするものです。「投資信託及び投資法人に関する法律」により、信託を終了する場合、受益者に対して交付を行うことが義務付けられております。

②なぜ信託終了(繰上償還)を行うのですか？

本ファンドは、純資産総額が低迷しており十分に分散された効率的なポートフォリオを組めないため、本来の商品性を維持した運用の継続が非常に難しい状況にあります。純資産総額が低迷している背景には、世界的な株式市場の下落と円高などを受けて、本ファンドの基準価額が下落したことに加え、景況感の悪化等により投資家マインドが冷え込んでいることなどが挙げられます。現在の状況では、取引コストの負担が相対的に大きいほか、地域やセクターの分散を維持するだけの銘柄の組み入れが困難となっているため、信託契約を解約(運用を終了)し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが、受益者にとって最善であるとの判断をいたしました。なお、2009年3月末現在、信託約款に定められた信託契約の解約の基準である口数(50億口)を大幅に下回る約6億口となっております。

③何か行動を起こす必要はありますか？

この信託終了(繰上償還)は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い書面決議を行い、その決議をもって実施する予定です。ファンドの繰上償還について、ご同意いただける場合は、特にお手続きをいただく必要はございません。ファンドの繰上償還について、反対される場合には、手紙に同封されている「議決権行使書面」に、反対のご意向等の必要事項をご記入の上、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社までご送付ください。送付先等の詳細については、手紙『信託終了(繰上償還)予定に関するお知らせ』をご覧ください。

④書面決議とはどのようなものですか？

書面決議は、議決権を行使することができる受益者(2009年4月24日(金)現在の受益者の皆様)の半数以上であって、当該受益者の議決権口数(2009年4月24日(金)現在の受益者の皆様の口数合計)の3分の2以上の賛成をもって可決されます。上記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず、本決議が否決された場合は、本ファンドの信託終了(繰上償還)の手続きは行いません。なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合(議決権行使書面をご返送いただかない場合)は、賛成するものとさせていただきます。

⑤償還金はいつもらえるのですか？

書面決議を経て信託終了(繰上償還)が確定した場合、償還金は信託終了日(2009年8月17日)の翌営業日以降、販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。支払い日については、販売会社により異なりますので、各販売会社にお問い合わせください。

⑥換金申込の最終日はいつですか？

書面決議を経て信託終了(繰上償還)が確定した場合、ご換金のお申込みの最終受付日は2009年8月13日となります。なお、その際のご換金価額は2009年8月14日の基準価額となります。

⑦反対受益者の買取請求とはどのようなものですか？

書面決議を経て信託終了(繰上償還)が確定した場合、議決権行使書面にて反対された受益者の方は、受託銀行である三菱UFJ信託銀行(株)に対し、買取請求を行うことができます。買取請求を行える期間は、2009年5月22日(金)から2009年6月10日(水)までです。反対受益者には、買取請求のご案内がゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(株)より送付されます。なお、反対受益者は必ず買取請求を行わなければならないということではありません。買取請求の場合には、代金送金の際の振込手数料は、お客様負担として買取代金から差し引かれます。また、諸般の手続きが必要となるため、通常の解約より支払いまでに日数を要する場合があります。

以上